

かすみがうら いきいき長寿プラン

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画



かすみがうら市公式キャラクター
かすみがうにゃ

概要版



令和6年3月
かすみがうら市

1 計画の策定にあたって

計画策定の背景と目的

我が国の総人口は、令和5(2023)年4月1日現在、約1億2,455万4千人と前年同月に比べ約51万7千人減少しています。一方で後期高齢者(75歳以上)人口は約1,975万5千人と前年同月に比べ約75万4千人増加し、高齢化率は29.1%となっています。また、団塊世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7(2025)年には高齢化率が32.1%、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には37.7%となる見込みとなっています。一方、高齢者や要介護者等を支える世代となる生産年齢人口(15~64歳未満)は7,401万人と前年同月に比べ約17万4千人減少しています。

こうした背景を踏まえ「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、生産年齢人口が急減することを踏まえ、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上等を図るための指針が示されました。

かすみがうら市においては、令和3(2021)年3月に策定した「かすみがうら いきいき長寿プラン(高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)」に基づき、保健福祉サービスの充実や介護保険事業の整備等に計画的に取り組んできました。このたび、当該計画が令和5(2023)年度で満了を迎えることから、令和6(2024)年度を初年度とする「かすみがうら いきいき長寿プラン(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)」を策定します。

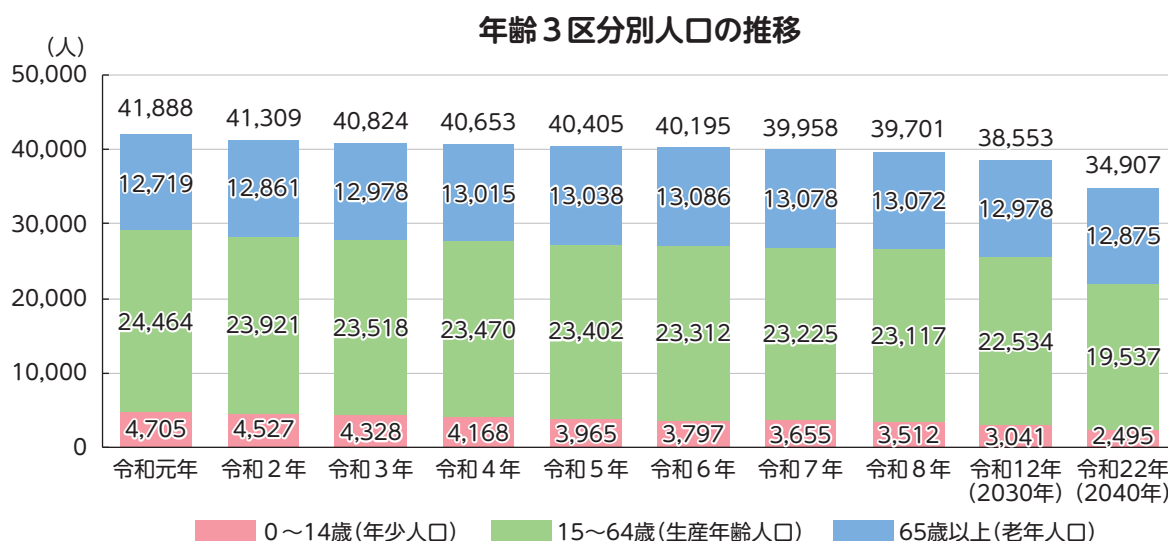
本計画は、計画期間中に「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることを踏まえ、また「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年の念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

2 高齢者を取り巻く現状と将来推計

(1) 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年には40,405人となっています。

年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあります。老年人口は増加傾向にあり、令和6年まで増加が続く見込みとなっています。



資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値はコーホート変化率法による

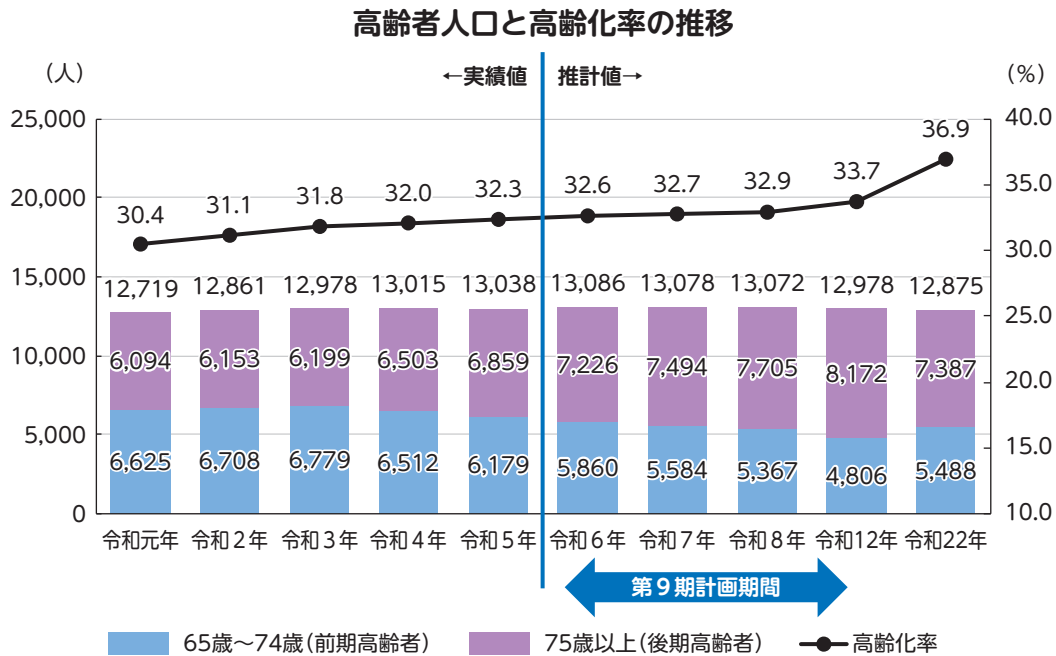
(2) 高齢者人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口は、令和元年の12,719人から、令和5年には13,038人となり、319人増加しています。

前期高齢者は令和元年から令和3年まで増加、その後減少傾向となっています。

後期高齢者は増加傾向にあり、高齢化率も上昇が続いています。また令和5年には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回っています。

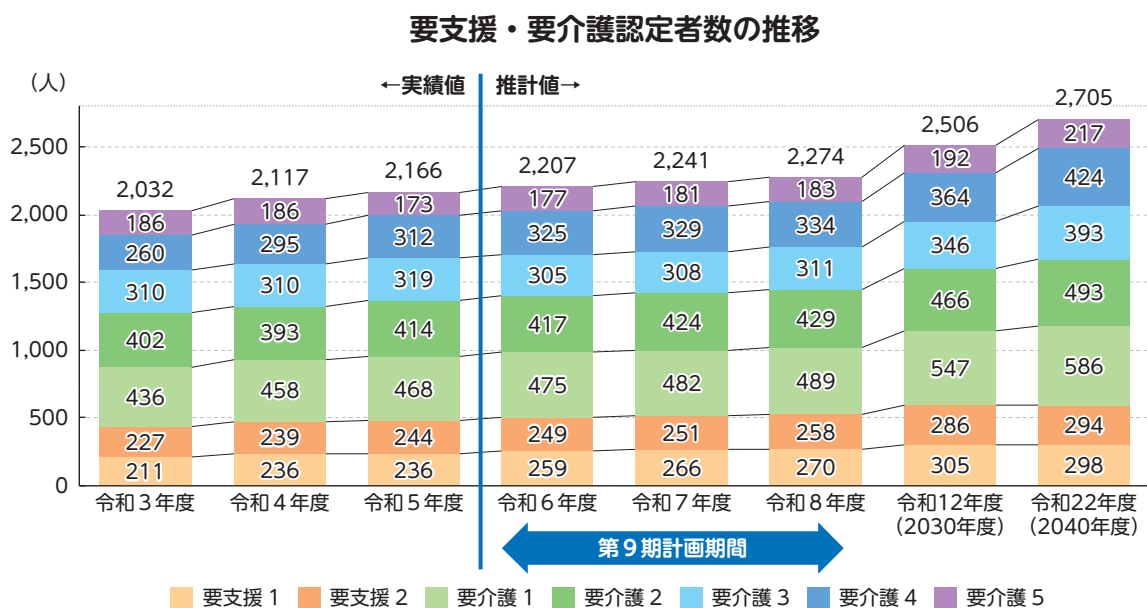
令和6年以降の推計値をみると、総人口は減少傾向となっていますが、高齢化率は上がっています。本市の高齢化率は、茨城県及び全国より高くなっています。



(3) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は増加傾向にあり、令和5年度は2,166人、本計画の最終年度である令和8年度は2,274人となる見込みです。

要介護3～5を重度者とする、令和3年度の重度者数は756人で、全体に占める割合は37.2%でしたが、令和5年度には804人で増加しているものの、割合は37.1%と横ばいで推移しています。



3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念



安らぎとやさしさ ともに支え合うまちづくり



(2) 計画の基本目標

基本目標 1 社会参加の促進と安心・安全なまちづくり

高齢者の就労をはじめとした社会的活動は、生活基盤づくりだけでなく、生きがいづくりや自立支援、介護予防・重度化防止という健康づくりの面を持つことから、高齢者の社会参加及び就労的活動の支援は重要な取組です。

そのため、本市では生涯学習事業の振興を図り、高齢者の参加を促進し、生きがいづくりと健康の維持・増進を支援します。また、交通安全対策や防犯対策を推進するとともに、近年の災害や感染症の発生状況を踏まえた体制の整備に努めることで、安心して暮らし続けられる安全な地域づくりを進めます。

基本目標 2 介護予防・支え合いのまちづくり

いつまでも健やかな生活を送るためには、健康寿命の延伸を図ることが大切であり、高齢者自身による主体的な健康づくりを促進していく必要があります。

そのため、本市では高齢者や要介護者等の地域における支え合い活動への参加を促進し、高齢者の健康づくりを充実します。また、高齢者の保健・医療・福祉事業の充実と相互連携を推進し、切れ目のないサービスを提供することにより、高齢者の健やかな暮らしを支援します。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域における多職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を開催するとともに、重層的支援体制整備の検討も含め、地域の高齢者支援の中核となる地域包括支援センターのさらなる機能強化に努めます。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の双方を見据えながら地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。

基本目標 4 権利擁護事業の推進

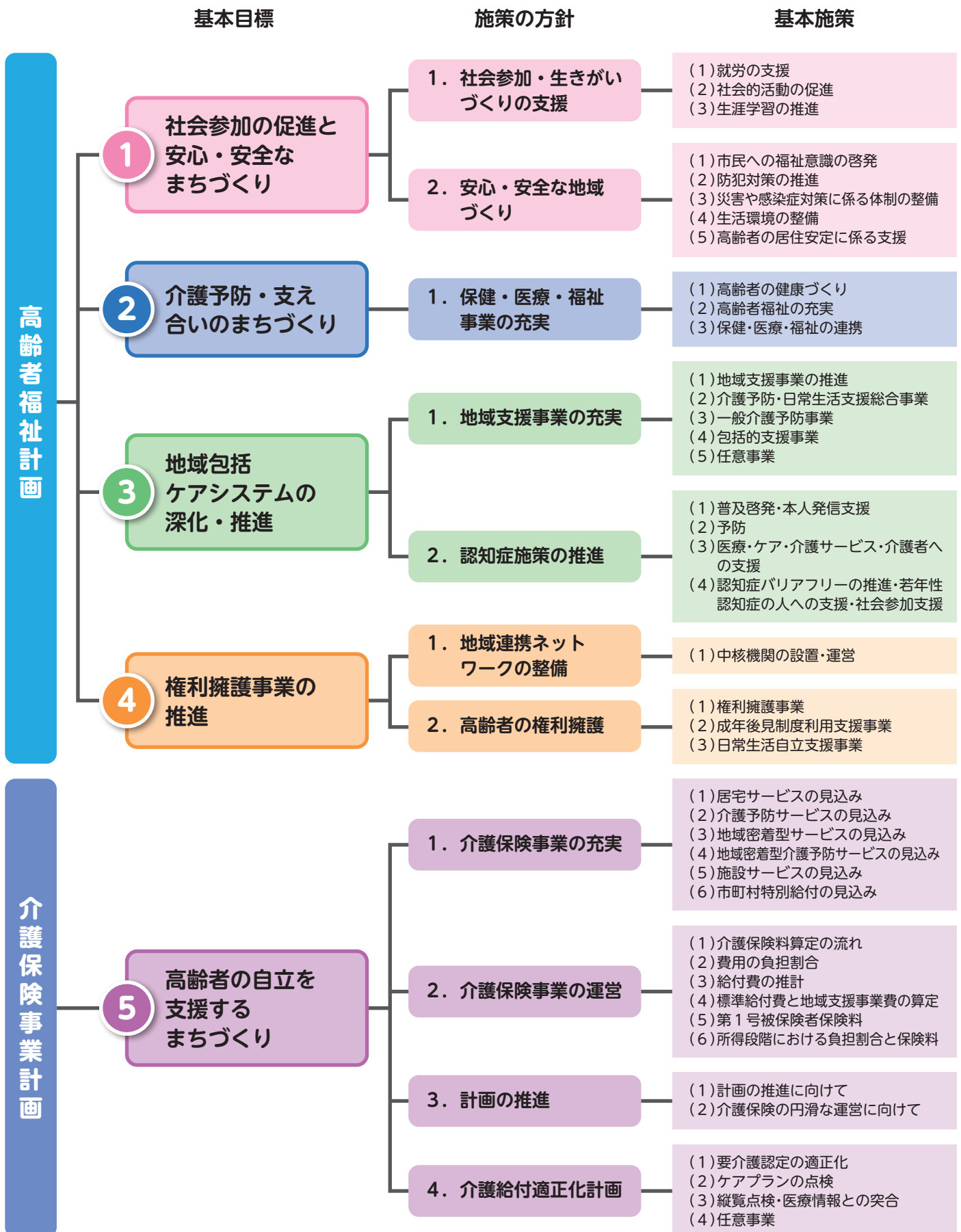
高齢者人口の増加により、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増えることが見込まれます。こうした中、高齢者虐待や消費者被害等、高齢者の権利侵害に至る事案も増えていくと予想されることから、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向け、中核機関の設置及び地域の連携強化を図ります。

基本目標 5 高齢者の自立を支援するまちづくり

介護保険制度の大きな理念は“自立支援”です。自立支援とは「介護を必要としない」ことではなく、その人の意思を尊重して、その人が持つ能力を最大限に活かした介護を行うということです。そのため、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、サービス基盤の整備や介護人材の確保に努めるとともに、介護現場における業務効率化など、介護に携わる人の負担の軽減に取り組むことで、サービスの質の向上を図ります。

(3) 施策の体系

基本理念 安らぎとやさしさ ともに支え合うまちづくり



(4) 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」では地域密着型サービスや今後の施設整備計画などを見込みます。地理的条件・人口規模及び介護サービス基盤の整備状況から、これまで4つの日常生活圏域を設定していましたが、第8期計画においては、霞ヶ浦中学校区、千代田義務教育学校区、下稲吉中学校区の3つの日常生活圏域を設定しました。

本計画においても、同様にこの3つを日常生活圏域として設定します。

■各日常生活圏域の高齢化率と認定率等

令和5年12月末現在

| 区分 | 単位 | 霞ヶ浦 中学校区 | 千代田義務 教育学校区 | 下稲吉 中学校区 | その他 | 市計 |
|---------------|----|-------------|----------------|-------------|------|--------|
| 人口 | 人 | 14,469 | 6,362 | 19,574 | | 40,405 |
| 高齢者数(65歳以上人口) | 人 | 5,856 | 2,547 | 4,635 | | 13,038 |
| 65～74歳 | 人 | 2,745 | 1,199 | 2,237 | | 6,181 |
| 75歳以上人口 | 人 | 3,111 | 1,348 | 2,398 | | 6,857 |
| 高齢化率 | % | 40.5 | 40.0 | 23.7 | | 32.3 |
| 1号被保険者 | 人 | 5,737 | 2,485 | 4,496 | 32 | 12,750 |
| 認定者数 | 人 | 1,051 | 450 | 707 | 31 | 2,239 |
| うち1号認定者数 | 人 | 1,031 | 443 | 677 | 31 | 2,182 |
| うち2号認定者数 | 人 | 20 | 7 | 30 | 0 | 57 |
| 認定率(1号のみ) | % | 18.0 | 17.8 | 15.1 | 96.9 | 17.1 |
| ひとり暮らし高齢者数 | 人 | 546 | 211 | 614 | 0 | 1,371 |
| ひとり暮らし高齢者率 | % | 9.3 | 8.3 | 13.2 | | 10.5 |

資料：人口等は住民基本台帳人口
ひとり暮らし高齢者数は市独居高齢者調査による

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定しています。
(平成27年6月5日付 厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより)

【圏域別の特徴】

- 霞ヶ浦中学校区は最も高齢化が進んでいる地区で、高齢化率は40.5%と4割超の割合となっています。
- 千代田義務教育学校区は3圏域の中では最も人口が少ない地区です。一方、高齢化率は霞ヶ浦中学校区に次いで40.0%と高くなっています。
- 下稲吉中学校区は人口密集地区であり、高齢化率は23.7%と他の地区と比べて低くなっていますが、今後、急速に高齢化が進むと考えられます。また、高齢者数に占めるひとり暮らし高齢者率は3圏域中で最も高くなっています。

■各日常生活圏域の施設及び事業所の状況

| 区分 | 単位 | 霞ヶ浦 中学校区 | 千代田義務 教育学校区 | 下稻吉 中学校区 | 市 計 |
|---------------|----|-------------|----------------|-------------|-----|
| 地域包括支援センター | か所 | 1 | 1 | | 2 |
| 在宅介護支援センター | | なし | 1 | | 1 |
| 保健センター | | 1 | | | 1 |
| 居宅介護支援事業所 | | 6 | 4 | 4 | 14 |
| 通所介護 | | 7 | 4 | 3 | 14 |
| 通所リハビリテーション | | 0 | 2 | 2 | 4 |
| 短期入所生活介護 | | 3 | 2 | 1 | 6 |
| 短期入所療養介護 | | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 認知症対応型共同生活介護 | | 4 | 2 | 2 | 8 |
| 小規模多機能型居宅介護 | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 介護老人福祉施設 | | 3 | 2 | 1 | 6 |
| 介護老人保健施設 | | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 養護老人ホーム | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 有料老人ホーム | | 4 | 2 | 1 | 7 |
| 軽費老人ホーム | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 0 | 1 | 2 | 3 | |



第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準月額(第5段階)を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

本市の介護保険料の所得段階は、国が示す基準と同様に、13段階とします。

■所得段階別負担割合と保険料

| 所得段階 | 対象者 | | 負担割合 | 年額 |
|-------|--|------------------|-----------|------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{*1} の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 | | 基準額×0.285 | 19,150円 |
| | | 80万円以下の方 | | |
| 第2段階 | 世帯全員が 住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{*2} の合計が | 80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 | 32,590円 |
| 第3段階 | | 120万円超の方 | 基準額×0.685 | 46,030円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されて いるが、本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が | 80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 60,400円 |
| 第5段階 | | 80万円超の方 | 基準額×1.0 | 67,200円 (基準額) |
| 第6段階 | 本人が 住民税課税で 前年の 合計所得金額が | 120万円未満の方 | 基準額×1.2 | 80,600円 |
| 第7段階 | | 120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 | 87,300円 |
| 第8段階 | | 210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 | 100,800円 |
| 第9段階 | | 320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 | 114,200円 |
| 第10段階 | | 420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 | 127,600円 |
| 第11段階 | | 520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 | 141,100円 |
| 第12段階 | | 620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 | 154,500円 |
| 第13段階 | | 720万円以上の方 | 基準額×2.4 | 161,200円 |

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方、又は大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「所得」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。

■第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。



かすみがうら いきいき長寿プラン

高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

概要版

発行年月：令和6年3月

発行：茨城県かすみがうら市

編集：かすみがうら市 保健福祉部 介護長寿課

住所：〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL：(代表) 0299-59-2111 / 029-897-1111

ホームページ：https://www.city.kasumigaura.lg.jp/